

2011年2月23日

受益者および投資者の皆様へ

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

「マニユライフ世界分散ファンド」(株式30型・株式70型)

繰上償還のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のファンドにつきましては、過日ご案内の通り、2011年2月7日現在の受益者の皆様より、2011年2月7日から2011年2月22日の間、法令の規定に基づき信託の解約（繰上償還）の賛否を求める書面による議決権の行使を受け、2011年2月23日に書面による決議を行いました。

その結果、繰上償還に関する議案は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、かつ当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されました。

したがって、当初の予定通り2011年3月22日をもって、償還させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

ながらく当ファンドをご愛顧いただきましたことを心より御礼申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還に伴うご留意事項

当該ファンドの基準価額は、基本的に償還日まで変動しますが、償還準備のため組入れの投資資産を弊社の判断により適宜処分し資金化を図ります。そのため主要投資資産への投資比率は低下し、償還までの期間は運用の基本方針に沿った運用ができないことをご承知おき下さい。

なお、償還金は、3月23日以降お取扱いの販売会社を通じてお支払いいたします。

2. 買取請求の取扱いについて

当該ファンドの繰上償還の議決権行使書面において、議案に反対の意思表示をなされた受益者は、自己に帰属する受益権について信託財産をもって買取るべく、2011年2月24日から2011年3月15日までの間、ご購入の取扱い販売会社を通じて受託会社に書面により請求することができます。

なお、この買取請求は任意であり、受益者が買取請求により換金を強制されるものではありません。3月15日まで通常の一部解約の方法により換金すること、或いは繰上償還を受けることも可能です。

買取請求に関する手続きの詳細は、弊社より該当する受益者の方に別途直接ご案内申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

電話番号：03-6267-1901（受付時間：平日 午前9時—午後5時）

以上